

令和7年度「二十歳のつどい」

●お問い合わせ

総務課 ☎0973-76-3800



二十歳を迎える皆様の門出を祝う「二十歳のつどい」を開催いたします。

なお、開催の予定等変更する場合は、最新の情報を随時、九重町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

- と き 8月15日(金)
午前10時開会
- ところ 九重文化センター



▲ HP

マイナンバー時間外窓口のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ

住民環境課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分~午後5時までに、住民環境課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日

平日	8月 5日(火)	午後5時~ 午後7時
	8月 21日(木)	
	9月 9日(火)	
	9月 25日(木)	
休日	8月 9日(土)	午前9時~ 正午
	8月 24日(日)	
	9月 13日(土)	
	9月 28日(日)	



マイナンバー

「くじゅうフェス2025」の開催について

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

自然にふれあいながら楽しんでいただくイベントです。ぜひご参加ください!

●日 時 令和7年 **8月3日(日)** 10:00~16:00 ※少雨決行

●場 所 長者原園地(長者原ビジターセンター向かいの芝生広場)

●入場料 無 料 ※一部体験や販売ブースは有料

●内 容 予 定 ◎マーケットブース

飲食・雑貨等の販売、「ここのえ~もの市」

◎展示・体験のワークショップブース

鳥の巣箱づくり、自然に関する展示やボルダリング・スラックライン体験 等

◎くじゅう山歩きプログラム 【要予約・定員あり】

◎タデ原湿原でのわくわく体験プログラム 【要予約・定員あり】

◎草原スタンプラリー

タデ原やくじゅうフェスを巡ってスタンプを集めた人に、素敵なノベルティをプレゼント。



詳細はコチラ
(九重町HP)



後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方へ

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和7年度 保険料額決定通知書等の送付について

令和7年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

納期（月）	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月	通知書に記載		
6月			
7月			
8月			

○特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。

○普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

新しい資格確認書の送付について

現在お持ちの緑色の被保険者証、または資格確認書は、7月末で有効期限が切れます。8月以降ご使用いただく資格確認書を7月中旬にお送りします。

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 令和8年7月31日

被保険者番号 ○○○○○○
氏名 ○○ ○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日 性別 ○
納付年月日 令和○○年○○月○○日
交付年月日 令和○○年○○月○○日
負担割合 ○割
所得区分 令和○○年○○月○○日
交付印
長期入院給付日 令和○○年○○月○○日
特定療養区分・有効期日
保険者番号 ○○○○○○
保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合

住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号
備考

※ 以下の欄に記入することにより、医療提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、指定医療機関の指定を受けた医療機関に、診療の提供を受けることを希望します。
2. 私は、心臓病・糖尿病・高血圧・脂質異常症・腎臓病・認知症・がん・感染症・小児・妊産婦・障害者・高齢者・外国人・その他（ ）のいずれかに該当する者であり、医療機関の指定を受けた医療機関に、診療の提供を受けることを希望します。
3. 私は、医療機関の指定を受けた医療機関に、診療の提供を受けることを希望しません。
4. 私は、医療機関の指定を受けた医療機関に、診療の提供を受けることを希望しません。（ ）

（特記事項）
署名年月日： 年 月 日
本人署名（自署）：
実印署名（自署）：

- 新しい資格確認書は、書留郵便にてお送りします。
8月以降は、新しい資格確認書をご使用ください。
- 新しい資格確認書は桃色で、有効期限は、令和8年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、令和6年中の所得に基づいて判定しています。
- 資格確認書は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 資格確認書は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。
- マイナ保険証を利用可能な方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

「限度額適用認定」及び「限度額適用・標準負担額減額認定」について

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は令和6年12月2日をもって新規発行が停止され、マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書の運用に移行しました。マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書を利用することで、医療費が限度額までの負担となります。

適用区分の併記について

適用区分を資格確認書に併記するには申請が必要です。ただし、令和6年12月2日以前に認定証の交付を受けている方、12月2日以降に資格確認書への適用区分の併記を申請された方は、交付する資格確認書に適用区分が併記されています。申請のお手続き及びお問い合わせは、役場1階地域共生支援課までお願いします。

保険料の減免について

災害や失業など特別な事情で保険料の納付が著しく困難となった場合は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合又は役場地域共生支援課にお問い合わせください。

申請窓口 九重町役場地域共生支援課 国保年金グループ TEL：0973-76-3821（直通）
お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 事業課 賦課・資格管理係 TEL：097-534-1771（代表）

後期高齢者医療広域連合から歯科口腔健診のお知らせ

●お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合事業課保健係 ☎097-534-1771(代表)
地域共生支援課 ☎0973-76-3821

○歯科口腔健診の実施について

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、肺炎等の感染症や口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。

お口の中の健康は、いきいきとした生活を送るためにも重要ですので、歯科口腔健診を受けましょう。

対 象 者：大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える方
(対象者には、6月末に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しております。)

検 査 項 目：問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ状態、口腔内の状況、歯周組織の状況、舌や唇の動きと飲み込み機能の状況

実 施 期 間：令和7年7月1日から令和7年12月27日まで

実 施 機 関：大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関
健診を受診する際は、事前予約が必要です。

持参するもの：①マイナ保険証または資格確認書(被保険者証)

②歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙1枚 両面印刷)

※マイナ保険証等や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合があります。

お手元がない場合は、広域連合までお問い合わせください。

費 用：歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料です。

※健診にて治療が必要と診断された場合の治療費については、自己負担となります。

介護保険制度におけるサービスについて

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

◆介護保険負担限度額の認定について

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、下記の条件をすべて満たす方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の費用負担が軽減されます。申請により、交付された「介護保険負担限度額認定証」は利用する施設へ提示してください。

条 件

- ・本人及びその配偶者(内縁関係も含む)が市町村民税非課税であること
- ・本人と同一世帯である方が、市町村民税非課税であること
- ・預貯金等合計額が、基準額以下であること

※有効期間は申請月の1日から7月末までとなっています。8月1日以降もサービスを利用する方の更新手続きにつきましては7月1日より受け付けます。

◆高額介護(予防)サービス費について

介護サービスの1ヶ月ごとの利用者負担の合計が一定の上限を超えるときは、申請により「高額介護(予防)サービス費」としてその超えた額が支給されます。

※福祉用具購入費、住宅改修費、入所施設での食費・居住費・日常生活費等の利用料は対象外です。

国民健康保険税課税限度額の引き上げ及び軽減制度所得基準額の変更について(令和7年度より)

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

地方税法施行令の改正により、医療給付費分の課税限度額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が24万円から26万円に引き上げられます。

なお、介護納付金分の課税限度額は17万円のまま据え置かれますが、40歳から64歳の方で最大109万円の課税額となります。

区分	令和6年度課税限度額	令和7年度課税限度額
医療給付費分	650,000円	<u>660,000円</u>
後期高齢者支援金分	240,000円	<u>260,000円</u>
介護納付金分	170,000円	170,000円
計	1,060,000円	<u>1,090,000円</u>

さらに、世帯の所得に応じた軽減判定所得制度も見直されました。均等割及び平等割の軽減判定基準額が引き上げられ、該当する世帯の範囲が拡大されます。変更は以下のとおりです。

- ・5割軽減対象・・・被保険者等の数に乘すべき金額 29.5万円 ➡ **30.5万円**
- ・2割軽減対象・・・被保険者等の数に乘すべき金額 54.5万円 ➡ **56万円**

軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者は軽減判定ができませんので毎年申告が必要です。詳細は上記お問い合わせ先(税務課)までご連絡ください。

制度は令和7年4月より施行されますが、改正後の税額は7月の本算定により計算されます。

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

7月を”社会を明るくする運動“～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間として、運動を推進しています。

この運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

メインコピー「Time with Hope 一進む、希望とともに。」

立ち直ろうと努力する人たちと、そんな彼らが変わっていくことを願って、寄り添い、ともに歩み続ける更生保護ボランティアの姿・時間に焦点を当てています。

この機会に「どうすれば犯罪や非行をなくすことができるか」「いじめや非行をなくすために大切なこと」「思いやりある明るい社会の実現について」等、ご家族で考えてみませんか。



令和8年度採用玖珠郡育英会奨学生募集案内について

●お問い合わせ 公益財団法人玖珠郡育英会事務局 ☎0973-76-3816

本会では、経済的理由により修学困難な玖珠町・九重町出身の高等学校・大学及び専修学校等の学生を対象として、奨学金の貸与事業を実施しています。貸与を受けたい方は、次により出願してください。

応募資格

1. 九重町・玖珠町民であって、現に居住するもの。または、その子弟で、学校教育法または、その他法令に規定する高等学校・高等専門学校・大学・大学院・及び専修学校等に在学または進学予定の者。
2. 学業人物ともに奨学生としてふさわしい者。
3. 経済的理由により、学費の支弁が困難な者。
※専修学校等とは・・・専修学校・専門学校・各種学校・大学校で修業年限が1年以上のもので、学費を要するものをいう。

奨学金の貸与期間及び金額

1. 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修学期間とする。
2. 奨学金は、下記の種類とする。(無利子)

高校生等	月額奨学金	15,000 円
	入学一時金	100,000 円
	短期留学一時金	200,000 円
大学生等	月額奨学金	20,000 円または 30,000 円
	入学一時金	200,000 円
	短期留学一時金	200,000 円

※奨学金のみ、一時金のみ、または併用可能とする。

採用予定数 予算の範囲内

出願期間

高校生等奨学金 令和7年7月1日(火)～令和7年10月31日(金)
大学生等奨学生 令和7年5月1日(木)～令和7年10月31日(金)

出願先

九重町大字後野上8-1
九重町役場 教育委員会内
公益財団法人玖珠郡育英会事務局 (TEL:0973-76-3816)
この奨学金は、返還時に玖珠町・九重町の奨学金返還支援制度の対象奨学金です。
その他、詳しくは事務局までお問い合わせください。

熱中症を予防しましょう！

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

熱中症は、高温多湿な環境に長時間いることで、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡したりすることもあります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い日・日差しが強い日・風が弱い日、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。



<自分で気づく熱中症サイン>

汗がふいてもふいても出てくる、めまい、筋肉のこむら返り、手や口のしびれ、脈が速い、体がだるい、頭痛、吐き気



<他の人が気づく熱中症サイン>

顔が赤い（顔色が悪い）、暑そう、意識がない、言動がおかしい、けいれんしている、嘔吐している、まっすぐ歩けない



～熱中症予防のためにできること～

① のどが渴いていなくてもこまめに水分をとりましょう

・室内でも外出時でも、のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給しましょう。

② 暑さを避けましょう

・11時～15時頃の暑い時間帯の外出を控えましょう。外出時には日傘の使用や帽子を着用するようにしましょう。天気の良い日は日陰を利用し、こまめに休憩するようにしましょう。

③ 室内温度が28℃、湿度70%を超えないように調整しましょう

・扇風機やエアコンを上手に使いましょう。
・遮光カーテンやすだれの利用で直射日光を防ぎ、風通しを良くする工夫をしましょう。

④ 暑さに負けない体をつくりましょう

⑤ 声をかけ合いましょう

・家族やご近所同士で、「水分とってる?」、「少し休んだほうが良いよ」など声を掛け合うことで予防することができます。



～「熱中症一時休憩所」で休憩をとりましょう～

7月～9月の間、下記の場所で「熱中症一時休憩所」を設置しています。

- 九重町役場
- 保健福祉センター
- 文化センター
- 各地区ふれあい交流センター（東飯田・飯田・野上・南山田）



令和6年から熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の運用が始まりました。発表される場合は、過去に例のない危険な暑さが予測されます。ニュースや天気予報、熱中症予防に関する情報も確認し、発表された場合は不要不急の外出や運動を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取り、適切な熱中症予防行動をとりましょう。

「救急車を呼んだ方がいい？それとも病院？」迷ったら相談を！#7119

●お問い合わせ 健康・子育て支援課 ☎0973-76-3838

7月1日に大分県救急安心センター運営事業「#7119」の運用が開始されました。看護師等が、緊急性の有無や応急手当の方法、適切な医療機関などについて助言します。

■大人の場合（概ね15歳以上）

大分県救急安心センター

#7119 または

097-532-7119

（県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら）



■こどもの場合（概ね15歳未満）

こども救急電話相談

#8000 または

097-503-8822

（県境地域からやIP電話・ダイヤル回線の場合はこちら）



■受付時間

平日・土曜日 午後7時～翌朝8時

日曜日・祝日 午前8時～翌朝8時（お盆・年末年始を含みます）

※この電話相談は、病気の診断・治療をするものではなく、判断の参考としていただく助言をするものです。

※相談料は無料ですが、通話料はご負担いただきます。

※回線数に限りがありますので、簡潔にご相談ください。

※緊急時には、ためらわず119番で救急車を呼んでください。

元気なうちから介護予防！あなたも一度参加してみませんか？ ～「ほほ笑み教室」のお知らせ～

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

年齢を重ねると、足腰の筋力が低下し、ちょっとした段差でつまずいたり、転びそうになったりしませんか？いつまでも自分らしく元気に生活するために、運動、栄養、口腔などの介護予防について学ぶ教室です。送迎が必要な方は利用できますので、会場までの移動も安心です。

【対象者】 九重町にお住いの65歳以上の方（介護保険サービスを利用していない方）

【定員】 各会場 15名 ※ボランティアとして参加していただける方も随時募集中です！

【費用】 無料

期間・頻度	時 間	会 場	実施曜日	実施事業所	開講月
週1 回 3 ヶ月間 (全11 回程)	10 時～12 時	南山田公民館	火曜日	九重町 社会福祉 協議会	①9月～11月 ②1月～3月
		飯田公民館	水曜日		
	9 時30 分～ 11 時30 分	野上公民館	木曜日	ケアポート 溪和	
	14 時30 分～ 16 時30 分	東飯田公民館	木曜日		

9月からの教室は7月中にお申し込みをお願いします。皆様のご参加を心よりお待ちしております！



自宅で「脳健康度チェック」してみませんか？

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821
九重町地域包括支援センター ☎0973-76-3863

ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って気軽に脳健康度をチェックしてみませんか？脳は私たちの活動をコントロールしている司令塔です。日頃の体調管理と同じように脳健康を意識する生活習慣が大切です。まずは、脳健康度を知ることから「脳健康管理」を始めてみましょう。

■内 容：『のう KNOW（ノウノウ）』を使った脳健康度チェック



『のう KNOW（ノウノウ）』（エーザイ株式会社）は、「記憶する」「考える」「判断する」などの脳健康度をチェックするツールです。

パソコンやスマートフォン、タブレットを使い4つのチェックを行うことにより、あなたの「脳健康度」を知ることができます。

画面に表示されるトランプカードが自動的にめくられ、「はい」か「いいえ」で答えるだけで、集中力や記憶力の点数から出される脳年齢を、簡単にチェックすることができます。

※本チェックは疾病の予防・診断を目的としたものではありません。

■対象者：九重町内在住で40歳以上の方

■定 員：50名（先着順）

■費 用：無料（※通信料は自己負担です。）

■申込締切：令和7年8月29日（金）までにお申し込みください。

■申込方法：電話または、下記URLもしくは二次元コードよりお申し込みください。《二次元コード》



《URL》 <https://logoform.jp/f/EFNdU>

「脳健康度チェック」実施方法

■申し込みの受付完了後、2週間をめどに測定のご案内をご自宅へ郵送します。届いた用紙のURLもしくは二次元コードをお手持ちのスマートフォンやタブレット等で読み込むとチェックが可能です。画面に表示された説明に従って測定します。



■測定後結果が表示されます。また、結果画面には、あなたの脳健康を維持するために役立つ情報が掲載されています。

※申し込み後2週間を経過してもご案内が届かない場合は、上記連絡先までお問い合わせください。

※自宅で実施することが難しい場合は、九重町社会福祉協議会や各地区公民館のものわすれ相談室等で実施できますので、地域包括支援センター（76-3863）にお問い合わせください。

※測定結果によっては、脳健康に関してご連絡する場合があります。また、介護予防事業等のご案内を送付させていただく場合があります。

障がい福祉にかかわる事業所・施設の紹介 ―地域密着型通所介護 八満―

●お問い合わせ 地域共生支援課 ☎0973-76-3821

令和6年5月から九重町飯田地域の診療所跡地が活用され、介護サービスのデイサービス事業所「地域密着型通所介護 八満」が開所し、令和7年1月には障がい福祉サービス生活介護事業所としても運営されています。

施設を運営する合同会社 s.a narrative 代表社員(後藤翔太氏)の祖父の家があるという飯田地域には、デイサービスや生活介護を提供する事業所がなく、「高齢者や障がいのある方の日中の居場所を作りたい。また、いつまでも元気で自立した生活が送れるよう支援したい。」という思いから施設開所に至っています。

また施設には、言語聴覚士、柔道整復師、歯科衛生士、理学療法士、看護師、介護福祉士などの資格を取得されたスタッフがいるため、通所した対象者はマッサージやリハビリ、口腔ケアなども受けることができ、在宅で生活が続けられるようサポートが行われています。玖珠町、九重町在住の方であれば、送迎も利用することができるということで、遠方の方でも利用できる環境になっています。

☆生活介護

日常的に介護を必要とする障がい者の方に対する障害者総合支援法に基づく通所型のサービスです。

入浴、排せつ、食事等の介護を提供し、創作的活動や生産活動の機会を提供します。



「地域密着型通所介護 八満」についてのお問い合わせ

〒879-4911 玖珠郡九重町田野1624-79
合同会社 s.a narrative ☎0973-79-3883

草刈り機等使い方講習会の開催について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

8月から!

草刈機等の無料貸出しを行います!!

九重町内の農地及び林地(周辺農道等含む)の維持管理を行う際に使用する草刈機等について、令和7年8月から予約及び貸出しを実施します。なお、貸出しにつきましては「草刈機等使い方講習会」に参加された方が対象となりますので、ぜひお誘いあわせのうえお気軽にご参加ください。(※天候によって延期する場合があります。ご了承ください。)

【草刈り機等使い方講習会】

- 開催日時: 7月29日(火) 10:00~11:30
- 実施場所: 栗野河川敷
- 講習内容: 使い方説明、実演、貸出予約の方法について等
- 準備物: 動きやすい服装、熱中症対策、ヘルメット等
- 事前申込: 九重町役場 農林課 (0973-76-3804) ※事前申込をしていなくても当日参加可能です。

【貸出草刈り機等一覧】

- ・ラジコン草刈機(共立RCM601)
- ・乗用草刈機(ラビットモアー、キャニコムCMX2206HC)
- ・法面草刈機(スパイダーモアー、オーレックSP853A-Y)
- ・木材破砕機(ウッドチップパー、共立KCM117BL)
- ・背負式プロワー(ゼノアEBZ8560RH)

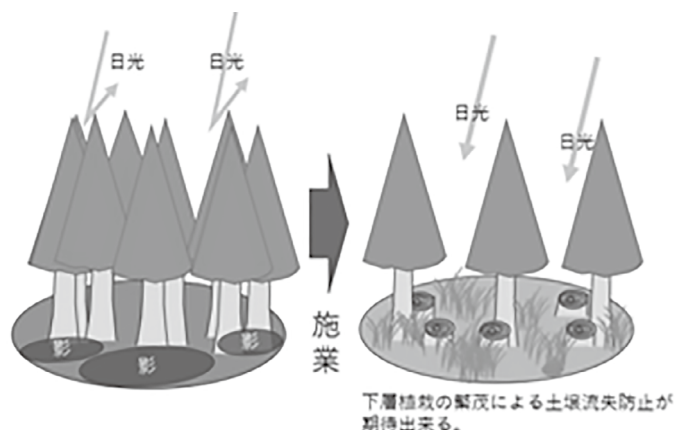
九重町森林経営管理意向調査実施について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

九重町では、令和6年度より森林環境譲与税を活用した、未整備森林対策事業を実施しています。

今年度も森林資源調査結果に基づき、整備が進んでいない森林を対象として、現地調査を実施します。調査面積は47haを予定しております。対象の森林所有者の方には、現地調査後に今後の森林整備の意向確認に伺いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現地調査・意向調査については、大分市の「(公)森林ネットおおいた」に業務委託しており、調査員は「九重町森林調査員」の腕章を着用し、身分証明書を携帯して調査を行います。



竹の活用や竹林の管理、たけのこ生産について学びませんか？ 「たけのこ生産竹林楽校」受講生の募集について

●お問い合わせ 農林課 ☎0973-76-3804

地域の荒廃した竹林を再生し、たけのこの生産など有効に活用したいと考えている方を募集します。

1. 募集人員 : 40名(定員をオーバーした場合は選考)
2. 研修内容 : たけのこ生産・竹林管理の知識、技術演習
3. 研修場所 : 大分県日出町、豊後高田市
4. 研修日 : 9月下旬、10月中旬、3月下旬 計3回
※内容・場所・研修日は、講師の都合や天候等により変更することがあります。
研修は現地集合です。
5. 募集期間 : 令和7年8月1日(金)～令和7年8月29日(金)まで
6. 申し込み : 窓口またはEメールで「受講申込書」を提出
窓口：大分県西部振興局
農山村振興部 林業・木材・椎茸班【電話：0973-22-2585】
Eメール：miyamoto-ryohei@pref.oita.lg.jp（玖珠町 九重町担当 宮本）
※大分県庁ホームページにも受講申込書を掲載しています。
7. 費用 : 受講料は無料ですが、研修場所までの交通費は各自負担です。
8. 実施者 : 大分県庁 林産振興室 椎茸振興班 電話：(097)-506-3838



▲大分県HP

防衛施設との共存・生活環境改善の取組

●お問い合わせ 未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

◆特定防衛施設周辺整備調整交付金

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設(日出生台演習場)の設置または運用により生じている影響の軽減等を図るため、国(防衛省)から交付される交付金です。

◎令和6年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の実績(ハード事業)

(単位:円)

事業	事業費	うち交付金	事業内容等
入小野線道路改良事業	40,920,000	39,000,000	工事(施工延長、ブロック積、舗装工事、ガードレール設置工事)
ごみ収集車購入事業	16,123,660	15,000,000	車両購入(パッカー車・4トン車)
小学校トイレ改修事業	80,124,000	78,550,000	工事(東飯田小学校 外1校)
栗野本村集会所新築事業	23,850,200	23,336,000	工事(木造平屋建て 81.55㎡)
後野上消防詰所整備事業	2,398,000	1,624,000	実施設計(62㎡)
基金造成事業	12,000,000	12,000,000	集団検診事業

◆再編関連訓練移転等交付金

再編交付金は、在日米軍の再編に伴い影響を受ける市町村に、公共の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため、国から交付される交付金です。

◎令和6年度再編関連訓練移転等交付金事業の実績(ハード事業)

(単位:円)

事業	事業費	うち交付金	事業内容等
コミュニティバス更新事業	6,039,000	5,358,000	車両購入(8人乗り・2台)
消防ポンプ自動車購入事業	9,889,000	6,000,000	車両購入(小型動力付ポンプ積載車・1台)
基金造成事業	12,000,000	11,358,000	子ども医療費助成事業

宝くじの助成を受けて整備しました

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

この事業を活用した場合、施設備品等に「クーちゃん」を表示し、広報紙で紹介しています。今年度、後辻地区では、コミュニティ活動に必要な備品(イスやテーブル)を購入しました。この事業により、地区の皆さんが集会所を利用しやすくなり地区のコミュニティ活動が活性化することが期待されます。



このえケーブルテレビ月額使用料の減免申請を受け付けます

●お問い合わせ 未来デザイン推進課 ☎0973-76-3874

減免対象条件に該当する世帯（法人は対象外）は、このえケーブルテレビの月額使用料1,100円が全額免除もしくは半額免除（550円）されます。

▶対象世帯 令和7年度住民税非課税世帯であること

住民税非課税世帯とは その世帯の全員に住民税が課税されていない世帯。未申告者が世帯にいる場合は対象外です。

令和7年度住民税非課税世帯で、下記の条件を満たす場合

●全額免除	●半額免除
①～③のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ①療育手帳（A判定） ②精神障がい者保健福祉手帳（1級） ③身体障がい者手帳（1、2級）	④または⑤を満たす世帯 ④世帯員全員が75歳以上の世帯 ⑤下記のいずれかの手帳保持者がいる世帯 ・療育手帳（B判定） ・精神障がい者保健福祉手帳（2、3級） ・身体障がい者手帳（3～6級） ・戦傷病者手帳 ・被爆者健康手帳

▶減免期間 1年間（令和7年8月分～令和8年7月分）※減免の適用は申請をした月の翌月から

▶注意事項 審査の結果、減免にならない場合があります。あらかじめご承知ください。

▶申請方法 申請書を未来デザイン推進課まで提出してください。
（申請書は未来デザイン推進課（役場2階）窓口を設置しています）

多世帯同居を応援します！九重町多世代同居リフォーム支援事業

●お問い合わせ 観光・地域振興課 ☎0973-76-3150

●内 容

子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために必要となる改修工事について補助金を交付する。

●対 象

新たに多世代同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから60日以内に同居を始める方

●助成内容

玄関・浴室・脱衣所・便所・台所等の改修工事や増築など、同居のための工事
補助対象工事費の1/2以内（上限100万円）

●手 続 き

①事前の問い合わせが必要です。

②受付期間：令和7年4月1日～令和7年12月26日

※令和8年3月31日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、居住地における完納証明書（町外在住者）、世帯全員の住民票（町外在住者）、工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し

④注意点

- ・予算の定める範囲内となりますので、申請を受け付けられない場合もあります。
- ・工事は町内業者で、事前着工は認められません（町の決定後に着工）。

第15回全国草原サミット・シンポジウムinこのえ 開催決定！

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

全国草原サミット・シンポジウムが2026年に九重町で開催されることになりました。今年は来年のサミット・シンポジウム本大会に先立ちまして、プレイベントとして、草原に関するたくさんの楽しいイベントを開催します。この機会に九重町の宝である草原にふれてみませんか？みなさまの参加をお待ちしております！



草原サミット・シンポジウムとは？

草原保全にかかわる全国の仲間が一堂に会し、草原について語り合う場として開催するのが全国草原サミット・シンポジウムです。

九重町の大会では、「未来へつなぐ野焼き文化と草原のめぐみ」をテーマとし、九重町の草原のすばらしさを全国にアピールするとともに、草原を維持するための野焼きや草原にすむ植物や生きものの保全のための知識や技術を共有し、草原を未来につなげていくことを目的とし開催します。

草原サミット・シンポジウム in このえ プレイベント “夜のタデ原さんぽ”の参加者を募集します

夜のタデ原湿原をガイドがご案内します。昼間のにぎわいから一変、静かな時間が流れるタデ原湿原で、星空やどうぶつたちの息づかい、昼間とは違った植物のようすを五感で感じてもらう企画となっています。さいごは木道でのんびりくつろぎながらのお茶会です。

夏のタデ原湿原で、この季節しか体験できない特別な時間を過ごしてみませんか？

- 日 時 8月16日(土) 19:30～21:00 ※小雨決行(荒天時中止) ※雨天時はビジターセンター館内で
- 場 所 タデ原湿原(集合:長者原ビジターセンター) ナイトミュージアムプログラムを実施。
- 参加費 無料
- ガイド くじゅうネイチャーガイドクラブ
- 募集人数 15人(先着順・九重町民限定)
- 申込方法 2次元バーコードをよみこみ申込、もしくは役場住民環境課(76-3802)へ連絡
- 締め切り 7月31日(木)
- 持ち物 雨具、防寒着、歩きやすい服装(運動靴、長袖・長ズボンなど肌が露出しない服装が望ましい)
- 主 催 第15回全国草原サミット・シンポジウム in このえ大会実行委員会



申込二次元コード

浄化槽の法定検査を受検しましょう！

●お問い合わせ 住民環境課 ☎0973-76-3802

<大分県からのお知らせ>

浄化槽の使用者は、定期的な保守点検・清掃と合わせて、毎年1回、法定検査を受検する必要があります。

県では、7月～12月の期間に、昨年度法定検査の受検が確認できていない方を対象に、順次お便りを送付することとしています。

快適な生活環境を守るため、必ず検査を受検していただくようお願いします。

問合せ: 大分県循環社会推進課資源化推進班
TEL:097-506-3122
申込み: 公益財団法人大分県環境管理協会
TEL:097-567-1855



浄化槽維持管理に
ついてはこちらから



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町営住宅

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け 2 戸 (3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け 1 戸 (3LDK)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



笠の口住宅

住 所： 九重町大字田野1276番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け 1 戸 (3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 2,000円/月



申込みについて

募集期間：令和7年7月14日(月)～令和7年7月31日(木) 午後5時まで

申込書提出先：九重町役場 2 階 建設課窓口まで

- 入居予定日：令和7年9月1日から
- 敷金 (入居時住宅使用料の3月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課 (役場2階) に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

“のうしん”(農業振興地域整備計画)の変更手続きについて

●お問い合わせ 農林課農業振興グループ ☎0973-76-3804

農用地区域への編入及び除外を希望される方は下記期限までに申請してください。なお、申請について不明な点、農用地区域内・外の確認については、上記までお問い合わせください。手続きに4ヶ月以上要するので早めの手続きをお願いします。

申 請 期 限：令和7年8月15日(金)